

研修の受講対象者及び受講料免除の対象者について

東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金(以下、「本補助金」という。)は、施設型給付及び地域型保育給付の加算の一つである処遇改善等加算Ⅱ及び認証保育所の運営費の加算の一つである「技能・経験に着目した加算」(以下、本資料においては、これらを「加算Ⅱ」という。)に関して、加算の要件となっている対象者の研修受講を支援するための補助金です。したがって、指定研修実施機関が研修の実施に要する費用として徴収する受講料については、一定の対象者について免除することが本補助金申請の要件となります。

具体的には、都内に所在する、一定の施設・事業所に勤務する受講対象者(※1)について、受講料を免除する必要があります。その早見表は以下のとおりとなりますが、詳細は「東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金交付要綱」の補助条件19を参照ください。

区分	施設・事業所類型	公立	公設民営	私立	
東京都に所在する施設	(子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設)	認可保育所	△	○	○
		認定こども園	△	○	○
		幼稚園(※2)	△	—	○(※2)
	(子ども・子育て支援法第29条第3項に規定する特定地域型保育事業所)	家庭的保育事業	○	○	○
		小規模保育事業	○	○	○
		事業所内保育事業	○	○	○
		居宅訪問型保育事業	○	○	○
	(東京都認証保育所事業実施要綱に規定する認証保育所)	認証保育所	—	—	○
	その他認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む。)		—	—	×
	東京都外に所在する施設	子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所	△(※3)	△(※3)	△(※3)
その他認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む。)		—	—	×(※3)	

- …都が補助する「加算Ⅱ」制度の対象施設であり、受講対象者(※1)が在籍する。受講対象者が受講する場合、受講料を免除する必要がある。
- △…都が補助する「加算Ⅱ」制度の対象施設ではない。受講対象者が受講する場合、受講料を徴収する必要がある。金額の設定は、各指定研修実施機関の判断による。
- ×…受講対象者は在籍していない。定員に空きがある場合に受講可となるが、受講料を徴収する必要がある。

※1… 受講対象者とは、原則、施設長や主任保育士等の管理職の下で、施設において中堅的な役割を担う役職に就く者として、「加算Ⅱ」を受け取る者を指す。(例：副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー等。)
公設民営施設は「加算Ⅱ」制度の対象施設ではないため、当該施設に勤務する職員は、「加算Ⅱ」を受け取る者ではないが、法人の円滑な研修受講計画実施の観点から、受講対象者となる。
園長や副園長等の管理職及び主任保育士や主幹教諭等に相当する者は、対象施設においても「加算Ⅱ」の主たる対象者ではなく、受講対象者ではない。受講対象者でない者は、定員に空きがある場合に受講可となるが、受講料を徴収する必要がある。詳細は、「東京都保育士等キャリアアップ研修実施要綱」の3(1)ア及びイを参照のこと。
なお、小規模保育事業及び事業所内保育事業においては、国基準上、主任保育士に相当する枠が無いため、施設長(管理者)以外は「加算Ⅱ」の主たる対象者となりうることに注意すること。
また、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業は、1人で保育を実施する機会が多いが、これは施設長の扱いにはならず、「加算Ⅱ」の主たる対象者となりうる(受講料免除となる)ため、注意すること。

※2… 私立幼稚園は、新制度に移行し、施設型給付を受ける特定教育・保育施設の一つとしての私立幼稚園と、そうではない私学助成を受ける私立幼稚園がある。受講料免除の対象となりうるのは、前者の特定教育・保育施設である私立幼稚園に勤務する者。

※3… 実施要綱上は除外されていないが、本研修は、原則東京都内の施設に勤務する対象職員の受講を目的として開催するものであり、東京都外の施設に勤務する対象職員の受講は基本的に想定していない。

その他、各受講者に配布する教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については、受講者等の負担とすること。(例：市販のテキストを受講者に配布して、講義で使用する場合には、受講者から実費を徴収する。)
なお、研修実施機関において作成、印刷等を行い、配布するものについては、本補助金の対象経費に含めることが可能。